

# 広聴特別委員会

日 時 令和4年4月13日（水）  
午後3時から  
場 所 第2委員会室

## 付議事項

- 1 モニター制度について

## 山陽小野田市議会モニター設置要綱

### (設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

### (職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- ~~(1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、市議会の活動及び運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。~~
- ~~(2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書により提出すること。~~
- (1) 市議会に関する知見を得るために次のいずれかを行うこと。
  - ア 市議会の本会議、委員会又は政策討論会を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること。
  - イ 市議会の報告会に参加すること。
  - ウ 市議会の議会だより、ホームページ又はフェイスブックページを閲覧すること。
- (32) 市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること。
- (43) 市議会との意見交換会に出席すること。

### (定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、~~10~~15人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
  - (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
  - (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者
- (募集方法)

第6条 市議会モニターの募集に当たり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体からの推薦
  - (2) 公募
- (選考)

第7条 市議会モニターの選考は、広聴特別委員会において行うものとする。

この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見モニター意見の取扱)

第9条 ~~議長は、第3条第1号及び第2号の規定により市議会モニターから提出された意見を広聴特別委員会に送付するものとする。~~

~~2 前項の規定により意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。~~

広聴特別委員会は、第3条第3号の意見交換会で聴取したモニター意見を必要に応じて検討し、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に属するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

~~3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。~~

2 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その結果を次

の意見交換会で市議会モニターに報告するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第10条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第3条第3号及び第4条第2項の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。